

## 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

会計年度任用職員のサービスの宣誓に係る規定を整備する。(第 2 条第 2 項)

2 新旧対照表

職員のサービスの宣誓に関する条例 (昭和 34 年 7 月文京区条例第 26 号)

改正後 (案)	現行
第一条 (略)  (職員のサービスの宣誓)	第一条 (略)  (職員のサービスの宣誓)
第二条 (略)	第二条 (略)
<u>2 地方公務員法 (昭和三十五年法律第二百六十一号) 第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	
第三条 (略)	第三条 (略)
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</u>	